

お知らせ掲示板

くらし

市税のスマホ決済開始について

令和4年10月より市税をスマホ決済で納付できるようになりました。納付方法等について詳しくは、市ホームページへ。

【対象税目】

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)

【利用可能なスマホ決済アプリ】

PayPay、LINE Pay、PayB、ゆうちょPay(銀行Pay)、au Pay、楽天銀行、d払い、FamiPay



市ホームページ
(納税課 ☎328-2204)

市場公募債(熊本市債)を発行します

【募集期間】11月9日(水)～18日(金)
【発行日】11月30日(水) 発行額:100億円/償還条件:10年満期一括償還/利率:固定金利/利払日:年2回(毎年5月30日、11月30日)/購入単位:1万円から1万円単位

取扱金融機関など詳しくは、市ホームページへ。

(財政課 ☎328-2085)

国民年金保険料の控除証明書は年末調整や確定申告で必要です

国民年金保険料を納付した方へ、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

【送付時期】1月1日～9月30日に納付した方:11月上旬送付/10月1日～12月31日に今年初めて納付した方:来年2月上旬送付 控除証明書専用ダイヤル☎0570-003-004(ナビダイヤル)、050から始まる電話の場合☎03-6630-2525、または熊本西年金事務所国民年金課☎353-0142へ

(国保年金課 ☎328-2280)

本庁舎ロビーの天井改修工事に伴う区民課業務について

来年2月19日(予定)まで工事を行います。期間中、本庁舎1・2階では待合場所が狭くなるなど、市民の皆さんには大変ご不便をおかけします。特に証明書発行や住所異動・印鑑登録、戸籍届出などの窓口の混雑が予想されます(ほかの区役所の区民課でも同様の手続きができます)。戸籍の相談・届

け出については「窓口予約サービス」をぜひご利用ください(中央区役所のみ)。マイナンバーカードをお持ちの方は各種証明書をコンビニでも取得できます。

詳しくは、市ホームページへ。

【住所・戸籍・証明書の手続き】【戸籍届出等の窓口予約】



【本庁舎ロビー天井改修工事のお知らせ】



(管財課 ☎328-2100、中央区役所区民課 ☎328-2240)

マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスを休止します

システムメンテナンスのため、証明書コンビニ交付サービスを休止します。

【休止期間】11月30日(水) 終日 (地域政策課 ☎328-2067)

蔵書点検のため休館します

市立図書館 11月14日(月)～28日(月) (市立図書館 ☎363-4522)

安巳橋の交通規制を行います

【期】令和4年11月中旬ごろ～令和5年9月下旬ごろ(予定) 【場】安巳橋(中央区安政町～中央区九品寺1丁目まで) 【内】橋梁長寿命化工事に伴い、安巳橋の車両(自動車・バイク等)と歩行者の全面通行止めを行います。工事期間中は、上流側(北東側)の大甲橋、下流側(南西側)の銀座橋等へ迂回をお願いします。また、混雑緩和のため運行調整等にご協力ください

規制について詳しくは、市ホームページへ。

(道路保全課 ☎328-2496)

ごみ出し3原則を守りましょう!

①きちんと分別しましょう

分別の種類は「家庭ごみ・資源収集カレンダー」または「ごみカレンダーアプリ」で確認してください。ごみの種類によって収集場所が異なる場合がありますので、注意してください。

②決められた日の朝8時30分までに出しましょう

必ず、当日の朝から出してください。

③決められた場所に出しましょう

各家庭で使うことができるごみステーションは、居住する町内自治会(集合住宅の場合は管理者)で決められていますので、ほかの町内自治会への持ち込みは絶対にしないでください。

出す場所が分からない場合は、近所の方や地元の町内自治会もしくは集合住宅の管理者等にお尋ねください。

3分で分かる!熊本市のごみ出しルール&リサイクル!動画をYouTubeで公開中!



(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

ごみの収集日や分別方法はこちらからアプリをダウンロード!



ごみの野外焼却は禁止です!

ごみの野外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則禁止されており、違反した場合には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。法人にあっては、3億円以下の罰金が科せられます。

野外焼却により発生する煙は、人体に有害な物質を含んでいるおそれがあります。また、その煙や臭いによって、「窓を開けることができない」、「洗濯物に臭いがつく」など周辺住民の方に迷惑をかけてしまいます。ごみは正しく処理しましょう。

(事業ごみ対策室 ☎328-2365)

市営住宅の通年募集(募集团地一覧の更新)

【対】事前に指定した入居促進住宅(エレベーターのない団地や棟で、入居率がおおむね8割以下の4階以上の住宅や、募集を行っても応募がなかった住宅)※対象の住宅は、11月4日(金)から市ホームページに一覧を掲載。

【回】①11月7日(月)午前9時半～午後3時②11月8日(火)～午前8時半～午後4時 【場】①11月7日(月) 国際交流会館ホール②11月8日(火)～市営住宅管理センター(市庁舎9階) 【申】先着順で受け付け 【問】中央・北・西区は☎327-5101、東・南区は☎311-7833

現在募集中の通年募集团地についてはこれまでどおり申込受付を行います。詳しくは、市ホームページへ。

(市営住宅課 ☎328-2461)

10月1日から太陽光発電施設は景観法による届け出が必要となりました

これまでも一定の建築行為等(建築物や工作物等の新築、増築、改築、外観の変更等)を行う場合は、景観法に基づく届け出が必要でしたが、令和4年10月1日からは太陽光発電施設についても届け出対象に追加となりました。

■届け出対象期間

令和4年10月1日～

※各種届け出の種類に応じた対象物や行為の種類については、熊本市景観計画をご確認ください。

(都市デザイン課 ☎328-2508)



シェイクアウト訓練にご参加ください

【日】11月2日(水) 午前10時～1分程度 【内】地震を想定した、その場でできる防災訓練です。次の3つの安全確保行動を行ってください。①姿勢を低くする②頭や身体を守る③揺れがおさまるまで動かず待つ

また、シェイクアウト訓練に併せて以下のような取り組みをお願いします。

【取り組み例】①マイタイムラインの作成②避難場所・経路の確認③防災情報の確認④非常持出品の確認等。

※訓練の合図は、防災行政無線・緊急告知ラジオ・熊本市災害情報メール等でお知らせします。

(危機管理防災総室 ☎328-2490)

くまもとオープンガーデン2023 参加会場募集

無料

本市では、市民協働による花とみどりのまちづくり「ネオグリーンプロジェクト」を展開しています。この一環として個人のお宅や地域、企業の皆さまが大切に育てられているお庭、花壇などを会場として紹介し、来場者に巡って楽しんでもらう「くまもとオープンガーデン2023」を開催します。

3回目となる今回は来年3月18日～5月21日の開催を予定しており、ただいま参加者を募集しています。皆さんもお庭を通じたコミュニケーションに参加してみませんか。

【対】市内のお庭を公開いただける個人および企業 【申】12月23日までに申込書(ホームページよりダウンロード可)を郵送またはメールで公園課へ



(公園課 ☎328-2523)

熊本市緑のマイスター養成講座

無料

【期】11月～来年3月(全9回) 【内】地域の花と緑の講師やボランティアリーダーとなる緑のマイスターの育成 【対】本市に住むか通勤・通学する方、オンライン講座に対応できる方 【定】平日の部15人、土日の部15人(抽選) 【申】11月1日～10日までに市ホームページから申し込み (環境共生課 ☎328-2352)

西廻りバイパスの夜間交通規制について

熊本西環状道路整備に伴う橋梁工事により、西廻りバイパスの夜間交通規制を行います。規制期間中はご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



内容:橋梁上部工事による車両通行止め(夜間)
日時:11月14日(月)～17日(木)
※予備日11月18日(金)
午後10時～午前6時
※歩行者・自転車は通れます

左記期間に変更が生じる可能性があります。現地の看板および誘導員の指示に従って通行してください。

(道路整備課 ☎328-2546)

くらしの中の人権 107

障がいのある人に関する人権問題

私たちが暮らす熊本市には、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人など4万人以上の障がいのある方々が暮らしています。

障がいがあってもなくても誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っていますが、障がいのある人には、ときに社会参加を妨げる障壁や差別があります。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年(2016年)に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、事業者や行政に対し「合理的配慮」として、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

障がいのある人にとっても住み良い社会づくりを進めるためには、すべての人の十分な理解と配慮が必要です。

(人権政策課 ☎328-2333)